様式第十六を次のように改める。

様式第16（第16条第３項関係）

電子情報処理組織使用変更届出書

年　　月　　日

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環　境　大　臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　　印
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第16条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項
　変更前
　変更後

備考　１．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　２．「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
　　３．法人にあつては、届出書の末尾に、法人番号のほか、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
　　（１）部署名
　　（２）氏名
　　（３）郵便番号
　　（４）住所
　　（５）電話番号
　　（６）ファクシミリ番号
　　（７）電子メールアドレス
　　４．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第十七を次のように定める。

様式第17（第16条第３項関係）

電子情報処理組織使用廃止届出書

年　　月　　日

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　　印
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第16条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

１．届出者確認コード
２．届出者コード

備考　１．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　２．法人にあつては、届出書の末尾に、法人番号のほか、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
　　(1)　部署名
　　(2)　氏名
　　(3)　郵便番号
　　(4)　住所
　　(5)　電話番号
　　(6)　ファクシミリ番号
　　(7)　電子メールアドレス
　　３．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。